新発田市避難行動要支援者避難支援プラン
（全体計画）

令和８年６月改定

目　次

第１章　基本的な考え方.....1
1　国の動向.....1
2　これまでの新発田市の取組.....1
3　目的.....1
4　計画の位置付け.....2
5　自助・共助・公助の必要性と連携.....2

第２章　避難行動要支援者の対象等.....3
1　避難行動要支援者.....3
2　避難行動要支援者の範囲（名簿登録要件）.....3
3　避難支援等関係者.....4
4　避難支援等実施者.....6
5　避難支援等実施者の安全確保と責任.....7

第３章　避難行動要支援者情報の把握・共有.....8
1　避難行動要支援者名簿対象者の情報入手方法.....8
2　避難行動要支援者名簿の作成.....8
3　避難行動要支援者からの同意の取得方法.....9
4　名簿の提供.....9
5　名簿の適正管理.....10
6　名簿の更新.....11
7　名簿のバックアップ.....11
8　名簿作成に関する関係課の役割.....11

第４章　避難行動要支援者支援体制の推進.....12
1　推進体制.....12
2　避難支援等関係者連絡会議の設置.....12
3　主な業務内容.....12

第５章　避難情報の伝達.....13
1　避難情報の発令.....13
2　避難情報の伝達手段.....13

第６章　避難支援・安否確認.....15
1　避難支援の方法.....15
2　ハザードマップを活用した避難所等までの避難経路の確保.....15
3　避難訓練の実施.....15

第７章　避難所等における支援体制.....16
1　避難所等における避難行動要支援者の支援体制.....16
2　福祉避難所における支援.....16
3　妊産婦・乳幼児、外国人等に対する支援.....17

第８章　個別避難計画の作成.....18
1　個別避難計画の目的.....18
2　個別避難計画の作成.....18
3　個別避難計画の適正管理.....19
4　個別避難計画の情報共有.....19
5　個別避難計画の更新.....19

資料

○新発田市避難行動要支援者名簿の情報提供に関する意向確認調査票
○新発田市避難行動要支援者名簿登録申請書兼個別避難計画
○新発田市避難行動要支援者名簿登録取下げ届
○避難行動要支援者名簿受取確認書兼誓約書
○避難行動要支援者名簿（全体名簿）
○避難行動要支援者名簿（同意者名簿）
○災害対策基本法（抜粋）

第１章　基本的な考え方

１　国の動向

近年、全国各地で頻発する豪雨、土砂災害、地震などの大規模災害は、私たちの生活基盤を脅かし、甚大な被害をもたらしています。特に、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人、傷病者など、自力での避難が困難で、情報の取得や避難行動に特別な支援を要するいわゆる「避難行動要支援者」の安全確保は喫緊の課題となっています。大規模災害では、避難行動要支援者の被害が相対的に大きくなる傾向が顕著であり、社会全体での迅速かつ適切な対応が求められています。

国は、平成 18 年３月に「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を策定し、地域における避難支援体制の構築を推進してきました。しかし、平成 23 年３月に発生した東日本大震災での教訓を踏まえ、国は平成 25 年に災害対策基本法（以下「法」という。）を改正し、市町村長は「避難行動要支援者名簿」の作成が義務付けられました。これにより、国のガイドラインも「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」として全面的に見直されました。

さらに、令和３年５月の法改正では、避難行動要支援者一人ひとりの状況に応じた「個別避難計画」の作成が市町村の努力義務として新たに規定され、取組指針においても、地域の実情を踏まえ、改正法施行後おおむね５年を目途に個別避難計画の作成に取り組むことが示されました。

２　これまでの新発田市の取組

新発田市（以下「本市」という。）においても、国の指針に基づき、平成 20 年２月に「新発田市災害時要援護者避難支援プラン」を策定し、自力避難が困難な方が災害やそのおそれがある場合に、迅速かつ的確に情報を提供し、安全な場所への早期避難を支援する体制づくりを進め、地域社会における支え合いを推進し、災害に強いまちづくりに取り組んできました。

平成 25 年の法改正及び国のガイドラインの改訂を受け、本市では従来の「新発田市災害時要援護者避難支援プラン」を改正し、平成 27 年 11 月に「新発田市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」（以下「避難支援プラン」という。）として一部修正を行いました。

また、令和３年及び令和５年の法改正や取組指針の見直しに加え、人口減少や高齢化といった社会環境の変化、地域特性等を踏まえ、支援を最も必要とする方の安全確保を最優先として、避難支援者等の役割を具体化し、より実効性のある支援体制の構築に着目して、「誰一人取り残さない防災対策」の実現を目指して、全面改正を行いました。

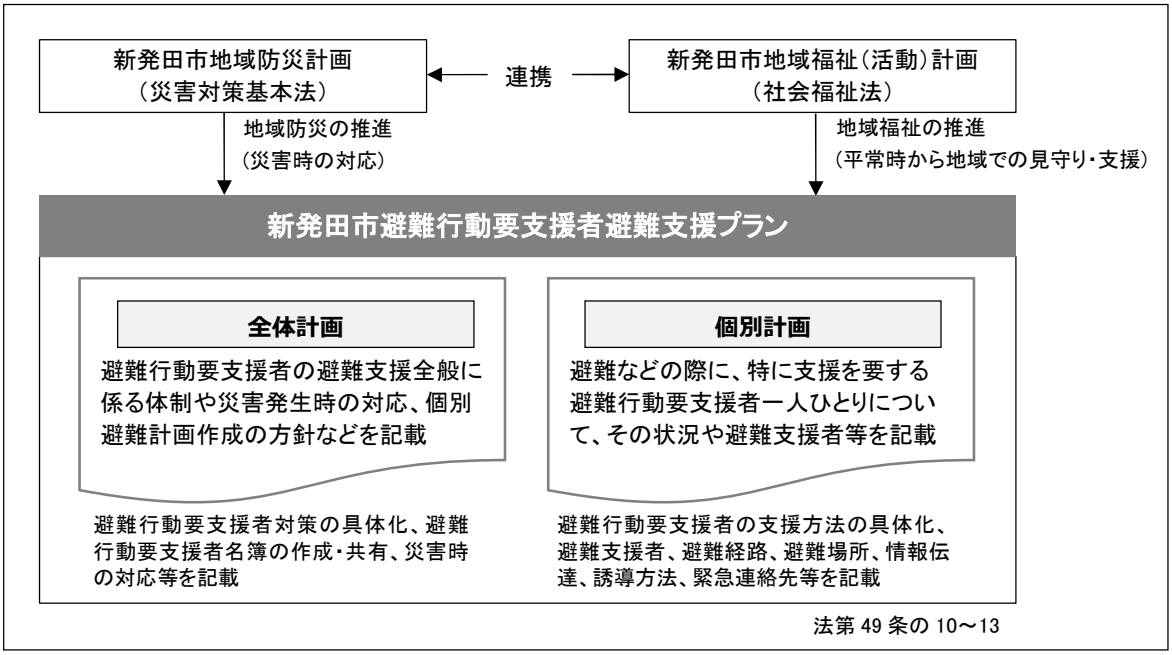
３　目的

本避難支援プランは、法及び国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、本市において災害やそのおそれがある場合に、避難行動要支援者が迅速かつ確実に避難できるよう、支援体制を整備することを目的とします。

「自助」「共助」「公助」が有機的に連携し、各主体がその役割と責任を的確に果たすことで、避難行動要支援者の安全確保を図り、市民一人ひとりの生命と暮らしを守る災害に強い地域社会の実現を目指して、平常時における避難行動要支援者情報の的確な把握・管理、災害時における確実な情報の伝達、安全かつ円滑な避難誘導、避難先での支援などが適切に行われる体制を構築するため、平常時の福祉活動の中で災害時の避難支援も切れ目なく行える体制の構築を図ります。

4　計画の位置付け

避難支援プランは、法（令和３年及び令和５年改正）に基づき、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援体制の構築に向けた取組を推進するために、国が示す避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和３年５月改正）を踏まえ、新発田市地域防災計画の要配慮者の安全確保計画及び新発田市地域福祉（活動）計画の安心・安全な福祉のまちづくりを具体化した下位計画として策定するものです。

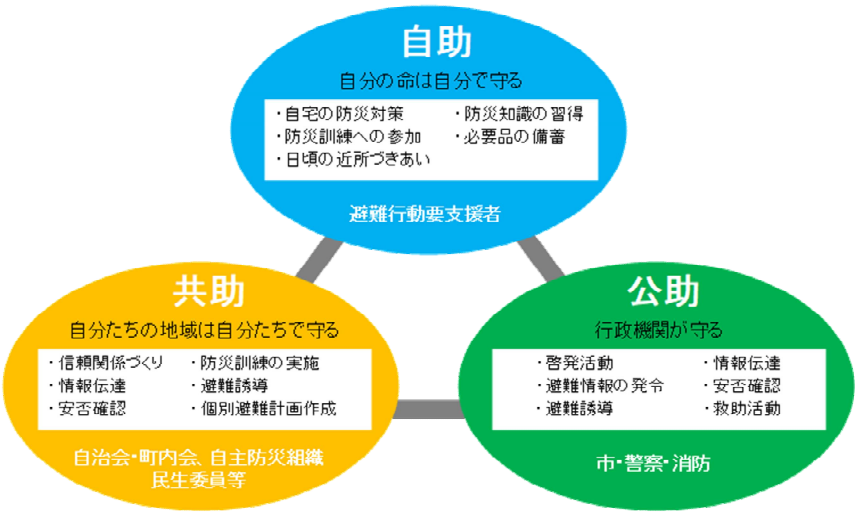


5　自助・共助・公助の必要性と連携

大規模な災害が発生した場合、行政機関等による公的支援には限界があります。避難行動要支援者を含めて、まずは一人ひとりが自分や家族の身は自分たちが守る「自助」、そのうえで近隣住民への声掛けや安否確認、さらに自治会・町内会や自主防災組織、民生委員・児童委員等による組織的な安否確認や避難支援等の「共助」が重要となります。

避難行動要支援者の避難支援等は、「自分たちの地域は自分たちで守る」を基本とし、行政機関等による支援活動の「公助」に併せて、地域の様々な人と人とのつながりにより平常時や災害発生時の支援体制づくりを進めていくことが求められています。

【自助・共助・公助の連携イメージ】



第２章　避難行動要支援者の対象等

１　避難行動要支援者

災害やそのおそれがある場合、命を守るためには、必要な情報を取得し、安全な場所に迅速に避難することが重要です。このため、災害時に特別な配慮や支援を必要とする方々への対応は、防災対策の要となります。

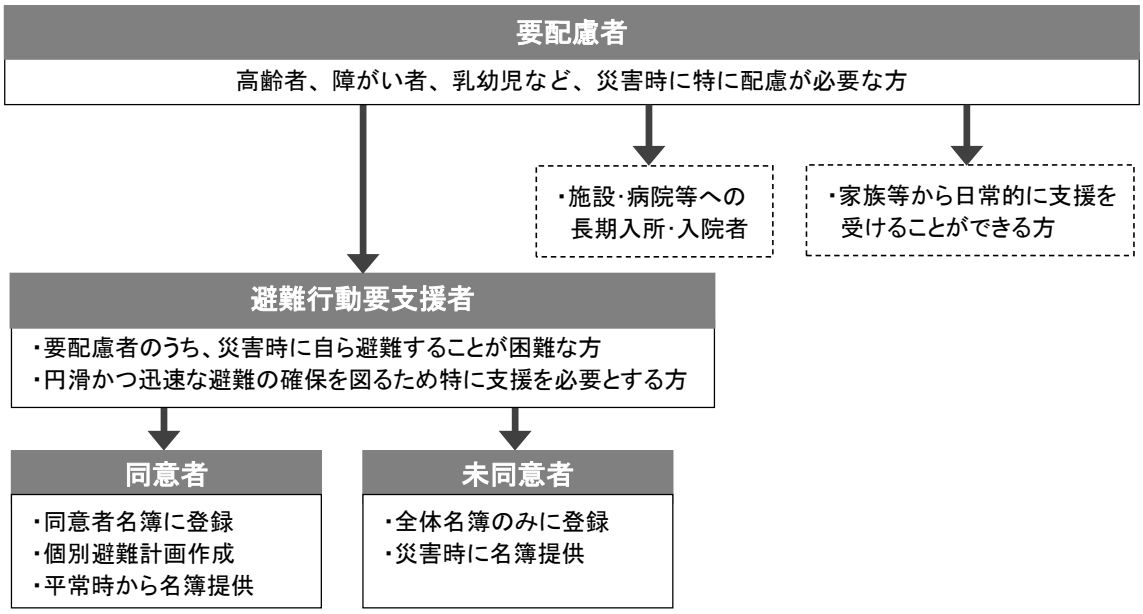
⑴　要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児など、災害時に特に配慮が必要な方（法第８条第２項第 15 号）。

⑵　避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害時に自力で避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難の確保のために特に支援を必要とする方（同法第 49 条の 10 第１項）。

【避難行動要支援者の対象】



２　避難行動要支援者の範囲（名簿登録要件）

本市では、避難行動要支援者として名簿に登録する範囲は、生活の基盤を自宅としている方のうち、以下の要件に該当する方としています。

⑴　要介護３～５の方
⑵　身体障害者手帳１～３級の方
⑶　療育手帳Ａ判定の方
⑷　精神障害者保健福祉手帳１級の方
⑸　指定難病患者（特定医療費受給者）のうち、市に情報提供があった方
⑹　自ら避難することが困難で、避難の支援を希望する方

なお、すでに避難行動要支援者名簿に登録されている方は、上記範囲（要件）以外でも引き続き登録できるものとします。

３　避難支援等関係者

⑴　避難支援等関係者

災害発生時において、避難行動要支援者の避難支援等に携わる関係者を「避難支援等関係者」として、本市では次の方としています。（法第 49 条の 11 第２項）

①　新発田警察署
②　新発田地域広域消防本部
③　新発田市消防団
④　民生委員・児童委員
⑤　新発田市社会福祉協議会
⑥　自治会・町内会、自主防災組織
⑦　新発田市地域包括支援センター
⑧　新発田市障がい者基幹相談支援センター

⑵　役割

避難支援等関係者は、平常時から避難行動要支援者への声掛けや安否確認を通じて、見守り活動を行います。また、避難支援等関係者が相互に連携し、避難行動要支援者の心身状態の把握に努めます。

また、自治会・町内会、自主防災組織等の地域における避難支援等関係者は、市から情報提供された同意者名簿に基づき、避難行動要支援者本人やその家族が主体となって作成する個別避難計画に記載される避難支援者の確保に協力し、災害時における支援体制の整備を推進する。

①市の役割

担当課	平常時	災害時
高齢福祉課	⑴　避難支援プラン（全体計画）の策定・改定 ⑵　全体名簿、同意者名簿の作成・管理と、避難行動要支援者の把握、登録促進 ⑶　登録申請書兼個別避難計画の受理・入力 ⑷　避難支援等関係者への同意者名簿の提供・回収 ⑸　避難支援等関係者と連携した支援体制及び避難情報伝達体制の整備 ⑹　担当する避難行動要支援者への個別避難計画の作成支援、更新及び関係課・避難支援等実施者との連携 ⑺　避難行動要支援者連絡調整会議の庶務 ※⑴、⑺は地域安全課と共同	（医療・福祉対策部として実施） ⑴　避難行動要支援者相談窓口の設置 ⑵　避難支援等関係者への全体名簿の提供・回収 ⑶　避難行動要支援者の安否確認・避難状況の把握 ⑷　指定避難所における避難支援者等関係者と連携した要配慮者の支援 ⑸　福祉避難所の巡回 ⑹　その他医療・福祉対策部としての分掌事務

担当課	平常時	災害時
社会福祉課	⑴　避難行動要支援者の把握、登録促進 ⑵　登録申請書兼個別避難計画の受理・入力 ⑶　避難支援等関係者への同意者名簿の提供・回収 ⑷　避難支援等関係者と連携した支援体制及び避難情報伝達体制の整備 ⑸　担当する避難行動要支援者への個別避難計画の作成支援、更新及び関係課・避難支援等実施者との連携	（医療・福祉対策部として実施） 高齢福祉課と同様の役割
健康推進課	⑴　避難行動要支援者の把握、登録促進 ⑵　登録申請書兼個別避難計画の受理・入力 ⑶　避難支援等関係者と連携した支援体制及び避難情報伝達体制の整備 ⑷　担当する避難行動要支援者への個別避難計画の作成支援、更新及び関係課・避難支援者等との連携	（医療・福祉対策部として実施）
地域安全課	⑴　避難支援プラン（全体計画）の策定・改定 ⑵　避難支援等関係者への同意者名簿提供・回収 ⑶　避難支援等関係者への避難情報伝達体制の整備 ⑷　避難行動要支援者連絡調整会議の庶務 ※⑴、⑷は高齢福祉課と共同	（本部事務局として実施） ⑴　避難支援等関係者への全体名簿の提供・回収 ⑵　避難情報の発令・伝達 ⑶　その他本部事務局としての分掌事務
市民まちづくり支援課	⑴　避難支援等関係者への同意者名簿の提供・回収 ⑵　避難支援等関係者への避難情報伝達体制の整備	（市民支援対策部として実施） ⑴　避難支援等関係者への全体名簿の提供・回収 ⑵　その他市民支援対策部としての分掌事務

②避難支援等関係者の役割

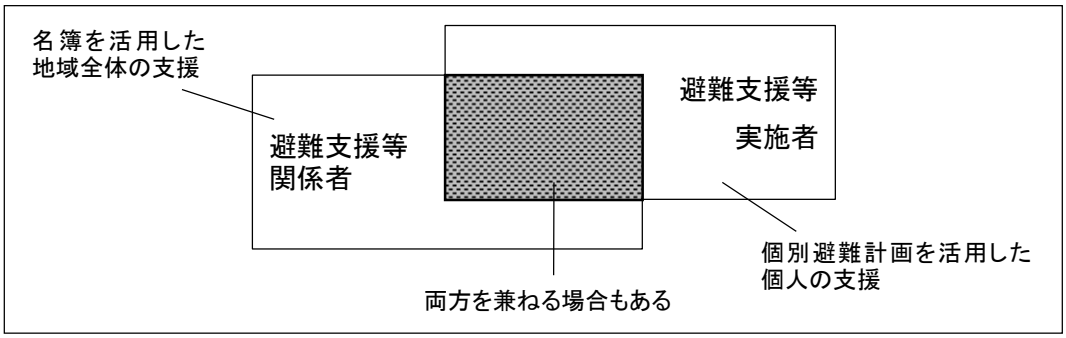
担当課	平常時	災害時
新発田警察署、新発田地域広域消防本部、新発田市消防団	⑴　同意者名簿の共有・管理 ⑵　避難行動要支援者の避難支援体制の整備	⑴　全体名簿の共有・管理 ⑵　避難情報の伝達 ⑶　避難行動要支援者の安否確認、避難行動支援及び救助
新発田市社会福祉協議会	⑴　同意者名簿の共有・管理 ⑵　避難行動要支援者の把握、登録促進 ⑶　個別避難計画作成の支援 ⑷　関係機関等との連絡調整	⑴　全体名簿の共有・管理 ⑵　避難情報の伝達 ⑶　避難行動要支援者の安否確認、避難行動支援及び救助 ⑷　避難行動要支援者への支援を行うボランティアの受入れ、派遣調整
自治会･町内会、自主防災組織	⑴　同意者名簿の共有・管理 ⑵　避難行動要支援者の把握、登録促進 ⑶　個別避難計画の作成に伴う避難支援者の確保への協力・支援及び市・避難支援者等との連携 ⑷　個別避難計画に基づく避難訓練等への協力	⑴　全体名簿の共有・管理 ⑵　避難情報の伝達 ⑶　避難行動要支援者の安否確認、避難行動支援及び救助 ⑷　指定避難所における避難支援等関係者と連携した要配慮者の支援
民生委員・児童委員、新発田市地域包括支援センター、新発田市障がい者基幹相談支援センター	⑴　同意者名簿の共有・管理 ⑵　避難行動要支援者の把握、登録促進 ⑶　個別避難計画作成の支援・点検及び市・避難支援者等との連携	⑴　全体名簿の共有・管理 ⑵　避難行動要支援者の安否確認、情報伝達、避難行動支援への協力

4　避難支援等実施者

本市では、災害時に避難行動要支援者に対して、直接の避難支援等を行う方を「避難支援等実施者」として、避難行動要支援者本人の家族に加え、次の方としています。（法第 49 条第 14 項第３項）

⑴　地域住民
⑵　自治会・町内会、自主防災組織の構成員
⑶　消防団員
⑷　民生委員・児童委員
⑸　その他避難支援等が可能な方

【避難支援等関係者と避難支援等実施者の関係】



５　避難支援等実施者の安全確保と責任

避難行動要支援者名簿を活用した災害時における避難支援等は、あくまでも地域の助け合い（共助）による活動になります。

避難支援等実施者が避難支援等を行う際は、避難支援等実施者本人及びその家族等の生命及び身体の安全が確保された上で、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で支援活動を行うことを念頭に置き、危険を冒してまでの無理な支援は避けることが基本となります。

地域の助け合いの中で行われる避難支援活動においては、避難支援等は共助による任意の活動であり、避難支援等実施者本人やその家族の安全が優先されます。避難支援等実施者がやむを得ず支援活動を実施できなかった場合や、支援中の不慮の事故については、法的責任を問われるものではありません。

さらに、活動を行う際の判断基準として、「自身の安全確保が困難な場合」や「避難経路が浸水・倒壊等により危険な状態であると認められる場合」は、避難支援活動を控えることとし、必要に応じて消防・警察等へ支援要請する対応を基本とします。

また、避難行動要支援者本人やその家族は、避難支援活動は災害の状況によっては必ず行われるものではなく、避難支援等関係者の安全が確保できる範囲内で行われるものであること、そして避難支援者等が適切な支援を行ったとしても、十分に支援できない可能性があることを理解したうえで、同意するものとします。

第３章　避難行動要支援者情報の把握・共有

１　避難行動要支援者名簿対象者の情報入手方法

本市では、避難行動要支援者名簿の作成に当たり、法第 49 条の 10 第３項の規定に基づき、担当課で把握している台帳等に登載している情報を避難行動要支援者名簿作成のため内部利用します。

また、特定疾患医療受給者情報は、法第 49 条の 10 第４項の規定に基づき、新潟県（新発田保健所）から情報の提供を受けます。

その他、既に避難行動要支援者名簿に登録されている方に加え、自ら避難することが困難で、避難の支援を希望する方の名簿は、本人の同意を得ることを前提に避難行動要支援者名簿に登録して内部利用します。

対象者	必要な個人情報	担当課（情報入手先）
要介護３～５	氏名、生年月日、性別、住所、（要介護度）	高齢福祉課（避難行動要支援者名簿【COKAS R4G】）
身体障害者手帳１～３級	氏名、生年月日、性別、住所、（障害等級）	社会福祉課（避難行動要支援者名簿【COKAS R4G】）
療育手帳Ａ判定	氏名、生年月日、性別、住所	
精神障害者保健福祉手帳１級	氏名、生年月日、性別、住所	
指定難病患者（特定医療費受給者）	氏名、生年月日、性別、住所	健康推進課（難病患者要援護者名簿）【COKAS R4G】）

２　避難行動要支援者名簿の作成

本市では、避難行動要支援者に該当する方を把握するため、関係課で把握している要介護認定者や障がい者等の情報を集約・利用し、避難行動要支援者名簿を作成し、災害時の状況を考慮し、紙媒体と要支援者名簿（COKAS R4G）により管理します。

⑴　名簿に記載する個人情報の範囲

名簿に記載する個人情報等は、法第 49 条の 10 第２項の規定により、以下の事項について掲載します。

① 氏名（フリガナ）
② 生年月日
③ 性別
④ 住所又は居所
⑤ 電話番号その他の連絡先（緊急連絡先含む。）
⑥ 避難支援等を必要とする理由
⑦ その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

⑵　避難行動要支援者名簿の種類

種類	内容	活用方法
①全体名簿	避難行動要支援者名簿登録の要件を満たす方を掲載した名簿	災害やそのおそれがある場合に、法第 49 条の 11 第３項の規定に基づき、避難行動要支援者の同意の有無にかかわらず避難支援等関係者に提供し、避難支援等に活用
②同意者名簿	避難支援等関係者に提供することに同意した方のみを抽出し掲載した名簿	平常時から避難支援等関係者に提供し、個別避難計画を作成するとともに災害時の支援の検討などに活用

⑶　避難行動要支援者名簿の取扱い

①市関係課

平常時から全体名簿、同意者名簿の情報を共有するとともに、避難支援等関係者へ情報提供します。

②避難支援等関係者

平常時は同意者名簿のみ、災害時には全体名簿を提供します。

３　避難行動要支援者からの同意の取得方法

⑴　同意の取得

新たに避難行動要支援者名簿登録要件の対象となった方には、名簿情報提供のための意思確認（同意・未同意）のための「新発田市避難行動要支援者名簿の情報提供に関する意向確認調査票」を担当課から送付します。平常時から避難支援等関係者に名簿情報を提供することに同意される方は、意向確認調査票と一緒に「新発田市避難行動要支援者名簿登録申請書兼個別避難計画」に必要事項を記入し市担当窓口へ提出します。未同意の方は、同意しない理由を記入し意向確認調査票のみを市担当窓口へ提出します。

なお、避難行動要支援者本人に判断能力が欠ける場合は、ご家族や法定代理人が同意し、確認を行います。

⑵　未同意者への対応

平常時から名簿情報の提供に同意しない未同意者については、避難支援等関係者には情報提供しませんが、災害時や緊急時には、法第 49 条の 11 第３項の規定に基づき、必要に応じて避難支援等関係者に情報提供し、避難支援等への協力を求めます。

また、未同意者に対して、市及び避難支援等関係者などが本避難支援プランの目的やその重要性について、チラシ等を活用して理解促進と啓発活動に努め、継続的に名簿登録への働きかけを行います。

なお、名簿登録後も対象者の状況は変化するため、避難行動要支援者本人やその家族からの申出により、必要と認めた場合は随時更新を行う体制を整備します。

４　名簿の提供

本市では、避難支援体制を整備するため、平常時から避難支援等関係者へ名簿情報を提供することに同意した避難行動要支援者について、法第 49 条の 11 第２項の規定に基づき、避難支援等関係者に対して、名簿を紙媒体で提供します。

また、災害時には、法第 49 条の 11 第３項の規定に基づき、未同意者の方を含む名簿登録要件の対象となる全体名簿を必要に応じて避難支援者関係者に紙媒体で情報提供します。

情報提供先	名簿提供の範囲	情報提供元	
		平常時【**同意者名簿**】	災害時【**全体名簿**】
新発田警察署	市内全域	地域安全課	地域安全課
新発田地域広域消防本部			
新発田市消防団	管轄区域のみ	地域安全課	地域安全課（新発田地域）、各支所（当該支所地域）
民生委員・児童委員	担当地区のみ	社会福祉課	社会福祉課
新発田市社会福祉協議会	市内全域		
新発田市障がい者基幹相談支援センター	市内全域		
自治会・町内会、自主防災組織	担当地区のみ	市民まちづくり支援課	市民まちづくり支援課（新発田地域）、各支所（当該支所地域）
新発田市地域包括支援センター	担当地区のみ	高齢福祉課	高齢福祉課

※一部の避難支援等関係者には、避難支援等の実施に必要な限度で提供する必要があるため、担当地区や管轄区域に所在する名簿のみを提供します。

※災害時における全体名簿の提供は、災害対応終了後、回収します。

5　名簿の適正管理

避難支援等関係者へ名簿を提供する際は、法第 49 条の 12 の規定により、情報漏えいを防止するために、市が求める措置は次のとおりとします。

また、市のみならず避難支援等関係者は、法第 49 条の 13 の規定に基づき、名簿情報を適正に管理するものとします。

⑴　名簿情報の漏えい防止のために市が求める措置

①　受領した名簿情報を避難支援等以外のために使用することの禁止
②　名簿情報の取扱者を限定
③　必要以上の名簿情報の複製の禁止
④　施錠可能な場所への名簿の保管
⑤　使用後等の名簿情報の廃棄・返却等

⑵　避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために市が講ずる措置

①　避難支援等関係者に対しては、担当地区や管轄区域内の避難行動要支援者の名簿情報のみを提供
②　避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられている（法第 49 条の 13）ことを説明

⑶　避難支援等関係者の名簿受領方法

避難支援等関係者（自治会・町内会に限る）は、個人情報の保護に配慮し同意者名簿と引き換えに「避難行動要支援者名簿受取確認書兼誓約書」を市（市民まちづくり支援課）に提出します。

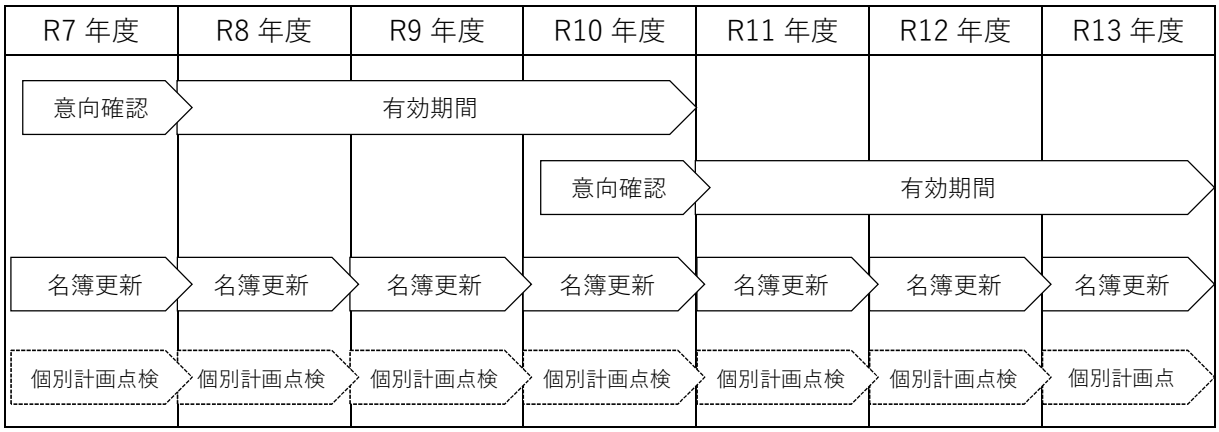
６　名簿の更新

本市では、災害発生時、又は緊急時に迅速かつ適切な避難支援等が行えるよう、電子媒体による名簿情報の更新を随時行うとともに、市及び避難支援等関係者が保有する紙媒体による名簿情報の更新を年１回（４月）に行います。

また、避難行動要支援者の転入、転出や死亡、医療機関等への長期入院や社会福祉施設等への入所等が確認された場合は、名簿更新時に合わせて最新の情報に更新します。

なお、平常時に避難支援等関係者への名簿情報の提供は、有効期間を３年間とし、この期間中に特段の申し出がない限り情報提供に関する同意は自動的に継続します。

ただし、３年ごとに、対象者へ制度の周知を含めた名簿情報提供の意思確認を改めて行います。この再確認の際、前回同意していた方で意思確認が取れない場合は、避難支援等関係者と連携して、個別に意思確認を行います。



７　名簿のバックアップ

災害の規模によって、行政機能が著しく低下した場合でも、名簿を活用できるよう、市は、名簿のバックアップ体制に努めます。また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも情報を管理する体制を整備します。

８　名簿作成に関する関係課の役割

名簿作成に関する関係課の役割分担は、下表のとおりとします。

担当課	役割
高齢福祉課	１　全体名簿・同意者名簿の作成・管理 ２　同意者名簿への入力・更新 ３　避難支援等関係者への全体・同意者名簿の提供・回収
社会福祉課	１　全体名簿・同意者名簿の管理 ２　同意者名簿への入力・更新 ３　避難支援等関係者への全体・同意者名簿の提供・回収
健康推進課	１　全体名簿・同意者名簿の管理 ２　同意者名簿への入力・更新
地域安全課、市民まちづくり支援課、各支所	１　全体名簿・同意者名簿の管理 ２　避難支援等関係者への全体・同意者名簿の提供・回収

第４章　避難行動要支援者支援体制の推進

１　推進体制

避難行動要支援者の避難支援等を効果的に推進するため、本市では、庁内関係課や避難支援等関係者となる福祉部門の関係機関・団体等が連携する横断的な組織を設置します。

また、避難支援等関係者や、日頃から避難行動要支援者と接している避難支援者等と連携を密にし、平常時から情報共有に努めます。これにより、実情に即した支援策を検討し、避難行動要支援者の安全確保に向けた対策を総合的に推進します。

２　避難支援等関係者連絡会議の設置

実効性ある避難支援体制を構築するため、以下の体制で「避難支援等関係者者連絡会議」を設置します。

⑴　構成

庁内関係課

高齢福祉課、社会福祉課、健康推進課、地域安全課、その他避難行動要支援者の支援に関わる課

避難支援等関係者

新発田警察署、新発田地域広域消防本部、新発田市民生委員児童委員連合会、新発田市自治会・町内会連合会（自主防災組織）、新発田市社会福祉協議会、新発田市地域包括支援センター（新発田中央地域包括支援センター、新発田東地域包括支援センター、新発田西地域包括支援センター、新発田南地域包括支援センター、新発田北地域包括支援センター）、新発田市障がい者基幹相談支援センター

⑵　庶務

高齢福祉課、地域安全課

３　主な業務内容

避難支援等関係者連絡会議は、避難行動要支援者の安全確保を最終的な目的として、以下の業務を通じて具体的な支援体制の構築・運用を推進します。

⑴　避難支援プラン（全体計画）策定及び改正、進捗管理
⑵　避難支援体制の整備に関する検討・調整
⑶　避難支援等関係者との連携強化及び役割分担の明確化
⑷　避難行動要支援者制度に関する普及・啓発
⑸　個別避難計画の作成支援の推進
⑹　その他避難行動要支援者の避難支援対策推進に必要な事項

第５章　避難情報の伝達

１　避難情報の発令

市長は、災害時において、市民の生命と身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、法第 60 条第１項の規定及び避難情報に関するガイドライン（内閣府(防災担当)）に基づき、避難情報を発令します。

【避難情報を発令する目安】

警戒ﾚﾍﾞﾙ	避難情報	状況	住民がとるべき行動
ﾚﾍﾞﾙ5	緊急安全確保	災害発生又は切迫	命の危険、直ちに安全確保
ﾚﾍﾞﾙ4	避難指示	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難
ﾚﾍﾞﾙ3	高齢者等避難開始	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難

※避難行動要支援者は、警戒レベル３【高齢者等避難】で避難開始が推奨されています。

２　避難情報の伝達手段

避難行動要支援者を含む要配慮者の方は、避難情報が発令されたとしても、避難行動をとることや避難行動に至るまでの理解や判断等に困難な場合があることから、要配慮者に対して、実効性のある情報伝達手段を整備する必要があります。

このため、本市では、適切に避難情報を発令するために、「新発田市避難情報の判断・伝達マニュアル」において、具体的に避難情報の発令基準を定め、より確実に市民へ避難情報が伝達できるよう努めます。

⑴　市による情報伝達

避難情報は、テレビ、市ホームページ、緊急速報メール（エリアメール）や新発田あんしんメール、ＳＮＳ、緊急告知エフエムラジオ、広報車（市、市消防団等）などを活用し、複数の情報伝達手段を用いて、避難支援等関係者を含む要配慮者の方へ確実に伝達することができるよう努めます。

このほか、新発田市地域防災計画に記載のある要配慮者利用施設の管理者等に対しても、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、気象庁が発表する気象情報がリアルタイムに配信される新発田あんしんメールやエフエムしばたによる緊急割込み放送による緊急告知エフエムラジオを活用して、速やかな情報伝達に努めます。

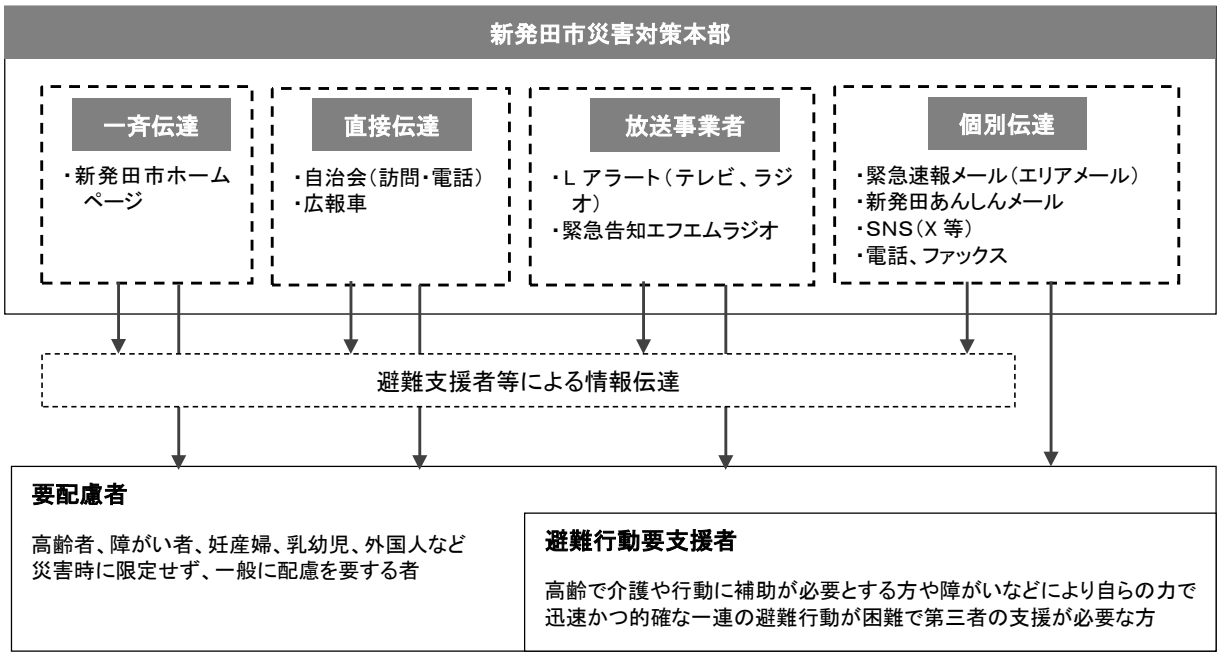
市の情報伝達手段	音声	文字
市ホームページ	○	○
テレビデータ放送（放送事業者に対する情報提供による放送）	○	○
緊急告知エフエムラジオ（エフエムしばた）	○	
広報車（市、消防団等）	○	
緊急速報メール（エリアメール）		○
新発田あんしんメール（市民向け）		○
新発田あんしんメール（自治会長等向け）	○	○
ＳＮＳ（危機管理Ｘ等）		○

なお、市が発信する避難情報について、携帯電話やスマートフォン、緊急告知エフエムラジオを所持していないなどの理由により受信できない避難行動要支援者や視覚障がい者、聴覚障がい者に対しては、事前に登録された固定電話への音声メッセージによる伝達など、代替の情報伝達手段を検討します。

⑵　避難支援等関係者による情報伝達

避難支援等関係者は、テレビ、緊急速報メール（エリアメール）や新発田あんしんメール、緊急告知エフエムラジオ等により独自で情報収集に努めるとともに、市の広報等で入手した情報について、可能な限り避難行動要支援者への伝達に努めます。

【要支援者への情報伝達の流れ】



第６章　避難支援・安否確認

１　避難支援の方法

⑴　情報伝達

避難支援者等は、市からの新発田あんしんメールや緊急告知エフエムラジオ等により入手した避難情報を避難行動要支援者に伝達します。その際は、個別避難計画に基づき、訪問、電話、ファックスなど避難行動要支援者の特性に応じた手段で行います。

⑵　安否確認

避難行動要支援者へ情報を伝達する際には、安否確認を行うとともに、避難の判断材料として、避難行動要支援者本人や居住家屋の被害状況なども把握します。

⑶　避難誘導

避難情報が発令された場合や災害の発生により自宅に留まることが危険な場合は、避難支援者等は、避難行動要支援者を安全なルートで、最寄りの指定緊急避難場所や指定避難所へ避難誘導を行います。

なお、気象状況や周りの被災状況などにより避難場所等に避難することが危険な場合は、無理な避難は控え、自宅や近くのより安全な場所に避難誘導することも選択肢の一つです。必要に応じて、消防や警察に救助要請を行います。

２　ハザードマップを活用した避難所等までの避難経路の確保

避難支援者等は、ハザードマップを活用して、あらかじめ避難所までの安全な避難経路、避難場所、支援方法等を確認するとともに、避難訓練を通じて、円滑に避難行動要支援者の避難支援等を実施できる体制づくりに努めます。

３　避難訓練の実施

個別避難計画に基づく避難訓練の実施に当たっては、避難行動要支援者の健康状態や個人情報の取扱いなど本人やその家族からの十分な理解を得たうえで、地域の実情に合わせて段階的に進めていくことが重要です。

避難行動要支援者を迅速かつ的確に安全な場所へ避難誘導するため、自治会や自主防災組織といった地域の避難支援等関係者が主体となり、災害時に最適な避難行動が行えるよう、地域の防災訓練を通じて、個別避難計画に基づく避難行動要支援者の避難訓練の実施に努めます。

市は、訓練の企画や実施が円滑に行えるよう、情報提供、専門的な助言、資機材の提供等の必要な支援を行います。

第７章　避難所等における支援体制

１　避難所等における避難行動要支援者の支援体制

市は、あらかじめ避難所のトイレ環境や暖房機器、プライバシー確保のための間仕切りの確保等、要配慮者の視点に配慮した設備等の整備に努めるとともに、避難所担当職員、施設管理者、避難所運営委員会とともに、避難所ごとに避難所開設・運営マニュアルを作成し、避難所内における福祉避難室の設置や食料の配布方法等、要配慮者の環境整備についても十分な配慮に努めます。

また、避難所内での情報提供を行う場合も、特に、視覚障がい者や聴覚障がい者等に対し、特段の配慮を行うとともに、要配慮者が他の支援者等から協力や配慮を得られるよう、福祉関係団体やボランティア等と十分な連携を図ります。

⑴　福祉避難室の設置

避難所に福祉避難所での受け入れが必要と思われる避難者（避難行動要支援者に限らない）が避難された場合は、避難所担当職員や避難所運営委員会により、必要に応じて避難所内に避難行動要支援者のための区画されたスペースを福祉避難室として準備する。

⑵　健康管理

市は、巡回する保健師等による避難行動要支援者の健康管理のほか、栄養指導、感染症対策、こころのケア対策など健康指導を行う。

⑶　避難所以外の避難行動要支援者への支援

市は、自宅避難や自家用車での避難生活を送る避難行動要支援者に対して、所在や現状を把握するとともに必要な情報提供、ニーズの把握、支援を行う。

⑷　福祉避難所・医療機関等への移送

市は、症状の重度化や合併症の予防の観点から、健康状態の確認や相談に応じながら、本人又は家族等と話し合い福祉避難所への移送を検討する。また、状況により福祉避難所への緊急入所や医療機関への入院などの対応を行う。

２　福祉避難所における支援

⑴　福祉避難所の指定

避難行動要支援者のうち、身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等へ入所するには至らない程度の方で、避難所での生活に支障をきたし、何らかの特別な配慮を必要とする方で、避難者とその家族や介助者（１名程度）を受け入れるため、福祉施設等と協定締結を進めています。

福祉避難所として指定する施設は、原則として耐震、耐火、バリアフリー化されているなど、要配慮者の利用に適し、かつ生活相談職員等の確保が比較的容易である福祉施設等を活用します。

⑵　福祉避難所の開設判断と要請

市は、避難所に設置する福祉避難スペース（室）での避難生活が困難で、福祉避難所への移送が必要な方がいる場合、福祉避難所の開設の必要性を判断し、開設が必要な場合は、協定に基づき施設を選定し、福祉避難所の施設責任者等に開設を要請します。

３　妊産婦・乳幼児、外国人等に対する支援

妊産婦や乳幼児、外国人など、災害時に配慮が必要なる場合があります。

妊産婦や乳幼児は、出産や発育に伴い、支援の必要性が求められる支援内容が変化するため、実態に応じた支援の必要性について考慮しておく必要があります。

また、外国人は、言葉や文化の違いにより避難行動や避難所でのコミュニケーションがうまく取れないことが考えられます。

市では、避難所等に多言語に対応した表示や避難所ルールなどの掲示に努めます。

なお、やさしい日本語を用いた避難情報の提供、外国語に対応したピクトグラム（図記号）の掲示、災害時通訳ボランティアや外国人支援団体との事前連携により、情報取得の困難を軽減を図り、国際交流協会等の専門機関とも連携し、災害時における外国人の円滑な避難支援体制の構築に努めます。

第８章　個別避難計画の作成

１　個別避難計画の目的

災害やそのおそれがある場合に、避難行動要支援者の避難支援等を迅速かつ的確に実施するため、法第 49 条の 14 に基づき、避難行動要支援者一人ひとりの状況に応じた個別避難計画を作成します。この計画は、災害時に誰が支援し、どこに避難するか、避難するときにどのような配慮が必要かといった具体的な事項を記載します。

２　個別避難計画の作成

避難行動要支援者本人やその家族は、避難支援等関係者に名簿情報を提供することに同意する場合には、個別避難計画に必要な個人情報を可能な限り「新発田市避難行動要支援者名簿登録申請書兼個別避難計画」に記入し、市担当窓口へ提出します。

なお、避難行動要支援者本人やその家族が記入できない項目がある場合は、避難行動要支援者の生活に密接な関係を持つ市福祉担当課や民生委員・児童委員、地域包括支援センター、新発田市障がい者基幹相談支援センターなど平常時の福祉活動の中で、避難行動要支援者本人やその家族から協力を得ながら、個別避難計画の作成を支援します。

⑴　優先度を踏まえた個別避難計画の作成

個別避難計画の作成を進めるに当たり、以下の条件を考慮し、避難支援が特に必要な方から優先的かつ、段階的に作成します。

① 土砂災害特別警戒区域【レッドゾーン】・土砂災害警戒区域【イエローゾーン】に居住する方
② 浸水想定（洪水、内水）が２ｍ以上の区域に居住する方
③ 介護度・障害支援区分が高い方のうち特に支援を要する方
④ 医療機器用の電源喪失により生命の維持に懸念がある方
⑤ 重症心身障がい児者

⑵　個別避難計画に記載する個人情報の範囲

名簿に記載する個人情報等は、法第 49 条の 14 第３項の規定により、以下の事項について掲載します。

① 氏名（フリガナ）
② 生年月日
③ 性別
④ 住所又は居所
⑤ 電話番号その他の連絡先（緊急連絡先含む）
⑥ 避難支援等を必要とする理由（要介護区分、障害の種類・程度等）
⑦ 避難支援等実施者（避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。）の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
⑧ 避難所及び避難場所（避難路その他の避難経路）
⑨ 避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項（自宅で想定される洪水・内水、土砂災害ハザードマップの状況、移動の際の持出し品等、市が必要と判断した事項）

３　個別避難計画の適正管理

個別避難計画は、避難行動要支援者名簿と同様に、避難支援等の目的以外に使用しないこととし、また、管理・保管するに当たり、市や避難支援等関係者、避難支援等実施者など避難行動要支援者が同意した者以外が閲覧することがないよう、施錠できる保管庫に保管する等、個人情報が漏えいしないよう必要な措置を行い、情報管理には十分配慮します。

４　個別避難計画の情報共有

作成した個別避難計画は、避難行動要支援者本人とその家族、避難支援等関係者、避難支援等実施者と情報を共有し、災害に備えるとともに、平常時から避難行動要支援者本人の状況把握と見守り活動に努めます。

５　個別避難計画の更新

個別避難計画の実効性を高めるため、避難行動要支援者本人やその家族は、地域の協力を得ながら、避難支援等関係者、避難支援等実施者と連携して、避難訓練等を通じて、定期的に避難支援体制を確認し、個別避難計画の内容の検証を行うとともに、毎年、個別避難計画の点検を行い、常に最新の情報把握に努めます。

また、市は、避難行動要支援者本人やその家族等から個別避難計画の記載内容の変更の申し出があった場合は、その都度情報を更新します。

新発田市避難行動要支援者名簿の情報提供に関する意向確認調査票

（宛先）新発田市長

対象者　住　所：新発田市
　　氏　名：

（本人が自筆できない場合）
代理人：　　（本人との関係：　　）

私は、**避難行動要支援者名簿**※1 へ登録し、平常時から地域の**避難支援等関係者**※2 に提供することに

（いずれかの□に✓をしてください）

□ **同意します**

※同意する場合は、同封の別紙「**新発田市避難行動要支援者名簿登録申請書 兼 個別避難計画**」（**○色の用紙**）に必要事項を記入してください。

□ **同意しません**

同意しない場合は、**同意しない理由**に当てはまる番号に○印で囲んでください

1. 同居家族などの支援で避難できるため
2. 自分で避難できるため
3. 病院に長期入院中、又は施設に長期入所中で自宅にいないため
4. その他（理由：　　）

※１**避難行動要支援者名簿**：住所、氏名、性別、生年月日、連絡先、避難を必要とする理由等を記載した名簿

※２**避難支援等関係者**：市や警察・消防機関、自治会・町内会や自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター等避難支援に携わる関係者

【ご記入にあたってのお願い】

1　この調査票は、宛名ご本人がご記入ください。ご本人が記入することが難しい場合は、ご家族や法定代理人、または日常的にお世話をされている方（民生委員・児童委員、ケアマネジャー等）が、ご本人を補助いただくか、代わってご記入ください。

2　ご記入いただいた調査票（本紙）は、**同封の「新発田市避難行動要支援者名簿登録申請書 兼 個別避難計画」（○色の用紙） と一緒に**返信用封筒に入れ、**令和８年○月○日（○）まで に郵便ポストへご投函**ください。**（同意しない場合は、本紙のみ）**

3　期限までにご返信がない場合は、名簿への情報提供について意思確認ができないため、「同意しない」ものとして取り扱います。なお、名簿への登録（情報提供）は、期限後であってもいつでも申請することができます。

R8.6 月更新

新発田市避難行動要支援者名簿登録申請書 兼 個別避難計画

（宛先）新発田市長

私は、次の事項を確認のうえ、避難行動要支援者名簿に登録し、個別避難計画を作成することに同意します。

1. 避難行動要支援者名簿に登録される情報及び個別避難計画に記載の情報について、災害時はもとより、日頃から地域での支援等が得られるよう、避難支援等関係者※1 に提供すること。
2. 避難支援等実施者※2 や避難支援等関係者は、自身や家族の安全が前提となるため、名簿の登録等により、災害時の避難支援が必ずしも保証されるものではなく、避難支援者等は法的な責任や義務を負うものではないこと。
3. 個別避難計画の中で、記入が難しい、又は未記入の部分がある場合は、提出後、地域の避難支援等関係者が訪問して個別避難計画の作成支援を行うこと。

＿＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日　**申請（登録希望）者名**＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

代理人記入者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（申請者との関係:　　）

1 名簿登録情報

本人による署名が困難な場合は、代筆可

フリガナ		生年月日	大正・昭和・平成・令和 年　月　日	性別	男・女
氏名					
住所	新発田市				
連絡先	自宅電話番号	携帯電話番号			
避難支援等を必要とする理由	☐1 要介護認定３～５ ☐2 身体障害者手帳所持１～３級 ☐3 療育手帳Ａ判定 ☐4 精神障害保健福祉手帳１級 ☐5 指定難病患者（特定医療費受給者） ☐１～５に該当せず、自ら避難することが困難で避難の支援を希望する方 （理由）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿				

2 緊急連絡先（家族等）

フリガナ		電話番号	☐自宅、☐その他（　　）
氏名	続柄（　　）	携帯電話番号	
住所			

※1 **避難支援等関係者**：市や警察・消防機関、自治会・町内会、民生委員児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター等避難支援に携わる関係者
※2 **避難支援等実施者**：地域住民、自治会・町内会や自主防災組織の役員、消防団、その他避難支援等を実施する方

※以下記入不要（市記入欄）

民生委員児童委員名		自治会名	

受付日	年　月　日	担当課	
入力日	年　月　日	担当者	

R8.6 月更新

3 個別避難計画

未記入の部分がある場合は、提出後、地域の避難支援等関係者が訪問して作成支援を行います。

本人の情報	家族構成	世帯人数（本人含む）　人	同居者の続柄と在宅時間帯 ①：（　　☐日中 ☐夜間）　③：（　　☐日中 ☐夜間） ②：（　　☐日中 ☐夜間）　④：（　　☐日中 ☐夜間）
	身体の状況	☐寝たきり（歩行できない）　☐車いす（歩行できない）　☐足が不自由 ☐目が不自由　☐耳が不自由　☐意思疎通が不自由（ツールが必要） ☐急激な判断が困難　☐言葉や文字の理解が困難　☐その他（　　）	
	持っている器具	①　☐人工呼吸器　☐吸引器　☐蓄電池	
		②　☐意思伝達装置　☐O_2吸収器　☐車いす	
		③　☐杖　☐歩行器　☐その他（　　）　☐特になし	
	かかりつけ医		
	飲んでいる薬		
	介護・障がい福祉サービスの利用状況	☐有 ☐無	介護支援専門員（ケアマネージャー）、相談支援専門員の氏名・連絡先 / 利用状況
	特記事項（上記以外に特別な事情があれば記入）	アレルギー等がある場合はこちらへ記入してください	
避難支援	避難時に必要な支援	☐情報伝達　☐安否確認 ☐避難所までの移動支援（付き添い等）　☐その他（　　）	
	自宅付近のハザードマップの状況	☐土砂災害警戒区域（レッドゾーン）　☐洪水浸水想定区域（　　m～　　m） ☐土砂災害警戒区域（イエローゾーン）　☐該当なし	
	避難先施設の名称	☐最寄りの指定避難所	施設名
		☐その他避難施設	名称・氏名等　　電話番号
※避難支援等実施者①	フリガナ		電話番号　☐自宅、☐その他（　　）
	氏名	申請者との関係（　　）	携帯電話番号
	住所又は団体名等		
※避難支援等実施者②	フリガナ		電話番号　☐自宅、☐その他（　　）
	氏名	申請者との関係（　　）	携帯電話番号
	住所又は団体名等		
避難経路	（自宅から避難先までの経路）		

※必ず避難支援等実施者本人に避難支援者となることの承諾と、この情報が避難支援関係者等に提供されることにについて、同意を得た上でご記入してください。

R8.6 月更新

新発田市避難行動要支援者名簿登録取下げ届

（宛先）新発田市長

私は、避難行動要支援者名簿への登録・個別避難計画の情報提供の同意について、下記の理由により取下げます。

＿＿＿＿＿＿年　　月　　日　　**申請（登録希望）者名**＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

代理人記入者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（申請者との関係:　　）

名簿登録情報　本人による署名が困難な場合は、代筆可

フリガナ		**生年月日**	大正・昭和・平成・令和 年　月　日	**性別**	男・女
氏名					
住所	新発田市				
連絡先	**自宅電話番号**	**携帯電話番号**			
避難支援等を必要とする理由	☐ 名簿登録要件の対象ではなくなった ☐ 身体状況が改善し、支援が不要になったため ☐ 転居または市外へ転出したため ☐ 同居家族が増えるなど、支援体制が整ったため ☐ 個人情報の取扱に不安があるため ☐ 特に理由はない ☐ その他（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）				

※以下記入不要（市記入欄）

受付日	年　月　日	担当課	
入力日	年　月　日	担当者	

R8.6 月更新

令和　　年　　月　　日

新発田市長　様

避難行動要支援者名簿受取確認書兼誓約書

この度、「新発田市避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき、避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）を受領しました。

受領した名簿の情報については、災害対策基本法第 49 条の 13 の規定に基づき、守秘義務を遵守するとともに、厳重な管理・取扱を行い、避難行動要支援者の避難支援対策及び災害時における緊急対策のみに利用するため、次の事項について遵守することを誓約します。

記

1. 名簿で知り得た個人情報を災害時の避難行動要支援者の支援（避難情報の伝達、安否確認、避難支援、救助活動等）及び日常生活において行う声掛け、相談等以外には一切使用しません。
2. 名簿に記載された個人情報及び支援上で知り得た個人の秘密を避難支援関係者（役員や班長）以外に提供し、又は漏らしません。また、避難支援等関係者でなくなった後も秘密を守ります。
3. 名簿の複製は、必要最小限に留めます。また、複製した名簿を避難支援関係者に提供する場合は、本誓約書の内容を周知します。
4. 名簿の汚損、紛失、盗難等がないように適正に管理します。
5. 自治会の役員等が交代した場合は、名簿を後任の者に引き継ぎます。
6. 名簿更新の際は、更新前の名簿を返却します。また、複製した名簿については、適切に返却又は処分します。

団体名			
役　職			
住　所	新発田市		
氏　名		受領兼誓約印	㊞
連絡先			

※氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

避難行動要支援者名簿（事前提供名簿）

（提供先名称）用

連番	区分	氏名	カナ氏名	生年月日（和暦）	年齢	性別	住所	要支援者情報			
								要介護	障がい	難病	支援希望
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											

避難行動要支援者名簿（全体名簿）

市役所内部用

連番	行政区名	管轄消防団	氏名	カナ氏名	生年月日（和暦）	年齢	性別	住所	要支援者情報						情報提供	自力避難
									要介護	身体障害	療育手帳	精神障害	難病	支援希望		
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																

■災害対策基本法（抜粋）

第三節　避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等

（避難行動要支援者名簿の作成）

第四十九条の十　市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

２　避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

一　氏名

二　生年月日

三　性別

四　住所又は居所

五　電話番号その他の連絡先

六　避難支援等を必要とする事由

七　前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

３　市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

４　市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

（名簿情報の利用及び提供）

第四十九条の十一　市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

２　市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項、第四十九条の十四第三項第一号及び第四十九条の十五において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

３　市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に

必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

（名簿情報を提供する場合における配慮）

第四十九条の十二　市町村長は、前条第二項又は第三項の規定により名簿情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（秘密保持義務）

第四十九条の十三　第四十九条の十一第二項若しくは第三項の規定により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（個別避難計画の作成）

第四十九条の十四　市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という。）を作成するよう努めなければならない。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りでない。

２　市町村長は、前項ただし書に規定する同意を得ようとするときは、当該同意に係る避難行動要支援者に対し次条第二項又は第三項の規定による同条第一項に規定する個別避難計画情報の提供に係る事項について説明しなければならない。

３　個別避難計画には、第四十九条の十第二項第一号から第六号までに掲げる事項のほか、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

一　避難支援等実施者（避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。次条第二項において同じ。）の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先

二　避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三　前二号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

４　市町村長は、第一項の規定による個別避難計画の作成に必要な限度で、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

５　市町村長は、第一項の規定による個別避難計画の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、避難行動要支援者に関する情報の提供を求めることができる。

（個別避難計画情報の利用及び提供）

第四十九条の十五　市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した個別避難計画に記載し、又は記録された情報（以下「個別避難計画情報」という。）を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

２　市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、個別避難計画情報を提供することについて

当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び避難支援等実施者（次項、次条及び第四十九条の十七において「避難行動要支援者等」という。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

3　市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を提供することができる。この場合においては、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等の同意を得ることを要しない。

4　前二項に定めるもののほか、市町村長は、個別避難計画情報に係る避難行動要支援者以外の避難行動要支援者について避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、避難支援等関係者に対する必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

（個別避難計画情報を提供する場合における配慮）

第四十九条の十六　市町村長は、前条第二項又は第三項の規定により個別避難計画情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、個別避難計画情報の提供を受ける者に対して個別避難計画情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（秘密保持義務）

第四十九条の十七　第四十九条の十五第二項若しくは第三項の規定により個別避難計画情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の当該個別避難計画情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

新発田市避難行動要支援者避難支援プラン
平成２０年　２月　策定
平成２７年１１月　改定
令和　８年　６月　改定

編集・発行　　新発田市高齢福祉課・地域安全課
新発田市中央町３丁目３番３号
TEL 0254-22-3030　FAX 0254-22-3110